

受付番号：

適合性検査の申込に係る宣言書

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

私は、輸入する特別特定製品の製造事業者における品質管理に関する次の事項について、適合性検査証明書の交付を受けた日から起算して当該製品に係る消費生活用製品安全法施行令（昭和49年3月5日政令48号）で定める期間を経過する日までの間は、これを管理し維持します。

- 製品検査：製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
- 検査設備管理：検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
- 資材の受入れ及び製造管理：資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
- 製造設備管理：製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
- 組織及び責任と権限：品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

1. 申込者（届出事業者）：

会 社 名：

住 所：

2. 特別特定製品名：

3. 製造事業者：

会 社 名：

住 所：

4. 申込者の責任者：

会 社 名：

住 所：

所属・役職：

氏 名：

（署名又は捺印）

TEL：

FAX：

E-mail：